

Global Tax Update

英国

デロイトトーマツ税理士法人

2017年10月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 2017-19年度財政法案

2017年9月8日、2017-19年度財政法案が発表された。予想されていたとおり、本法案は、総選挙が実施されたことにより前回の財政法案に含まれず法制化が持ち越された内容を盛り込んだものである。これらの内容には、繰越欠損金控除に関する制度改正、支払利息控除制限制度ならびに英国法人による一定の株式譲渡益の非課税措置(Substantial Shareholding Exemption)および非居住者に係る規定が含まれる。さらに、本法案は、税のデジタル化(Making Tax Digital)に関する法案も含まれている。女王の裁可(Royal Assent)は11月の第1週または第2週に付与されることが見込まれている。

本財政法案については、以下を参照のこと。

>> [Parliament UK](#) (英国議会ウェブサイト(英語))

また、本法案の注釈については、以下を参照のこと。

>> [GOV.UK](#) (英国政府ウェブサイト(英語、PDF))

2. 英国歳入関税庁によるビジネスリスクレビューに関する意見募集

英国歳入関税庁(以下「HMRC」)は、大企業の税務コンプライアンス管理の中核となるビジネスリスクレビュー(Business Risk Review)に関する意見募集を開始した。現在のリスクレビュープロセスにおいては、カスタマーリレーションシップマネージャー(Customer Relationship Manager: CRM)が事業を「低リスク/低リスク以外」のいずれかのカテゴリーに分類している。HMRCは、本リスクレビューに関し、リスクカテゴリーを増やし、格付けをより細分化すべきか、また、評価基準の網羅性、評価を行う上で収集する情報、リスクレビューの実施頻度等、多方面についての意見を求めている。さらに、HMRCは、低リスク評価について、OECDにより公表されている租税管理フレームワーク(Tax Control Frameworks)上の要件と平仄を合わせるべきか、また、低リスクと評価され、これを維持する姿勢を企業に促す方法についても意見を求めている。

コメントは2017年12月6日まで受け付けている。詳細は以下を参照のこと。

>> [GOV.UK](#) (英国政府ウェブサイト(英語))

3. 租税簡素化室: キャピタル・アローワンスの見直し

租税簡素化室(Office of Tax Simplification: 以下「OTS」)は、キャピタル・アローワンス(税務上の減価償却)および減価償却の見直しの一環として、根拠に基づく情報提供の照会(Call for Evidence)を行った。本件は、有形固定資産のみを対象としたものであり、キャピタル・アローワンスの代わりに、会計上の減価償却費を資本的支出に係る損金算入額として認めることが事業者の申告書作成業務を簡略化するかどうかを検証するものである。OTSは、2017年11月30日までにミーティングを調整するか書面による回答を求めている。詳細は、以下を参照のこと。

>> [GOV.UK](#) (英国政府ウェブサイト(英語))

4. 管財人下におけるグループリリーフ: ファーンボロー・プロパティーズ: HMRCが英国の上級裁判所で勝訴

英国の上級裁判所は、ファーンボロー エアポート プロパティーズ カンパニー(Farnborough Airport Properties Company)対HMRCの訴訟において、納税者の控訴を棄却した。本件は、グループリリーフ(Group Relief)および管財人(Receiver)による管理下に置かれている会社に関する訴訟であり、その争点は、管財人が、その管理を任命された会社を「支配」しているか否かというものである。すなわち、当該会社はもはや最終親会社(Ultimate parent company)が保有する他の法人と同一のグループリリーフ・グループに属していないののではないかという点である。会社の財産に対する管財人の任命権は、会社の債務に係る保障を有する者に対して、その保障を履行するために付与される救済措置である。上級裁判所(Upper Tribunal)は、保障の条件に基づき、管財人の権限は広範に及ぶことから、グループリリーフとしてグループ内の別の会社に欠損金を使用させることはできないとした簡易裁判所(First-tier Tribunal)の判決に同意した。詳細は、以下を参照のこと。

>> [GOV.UK](#) (英国政府ウェブサイト(英語、PDF))

5. VAT: 欧州連合司法裁判所が費用共同負担に関するVAT免除規定の適用範囲を制限

欧州連合司法裁判所(以下「CJEU」)は、費用負担のVAT免除規定に関し、3つの判決を下した。Aviva およ

び DNB Banka の訴訟において、Julianne Kokott 法務官は、費用共同負担に関する VAT 免除規定 (Cost Sharing Exemption: 以下「CSE」) はクロスボーダー供給に適用されるべきでない旨提言し、また、競争の歪みを引き起こす可能性、費用負担グループの特性、およびグループがその活動にマークアップを付加することができるか否かについて検討した。しかし、両訴訟においても、CJEU は、免除規定に関し、より基本的な反論を唱え、これら詳細に関する裁定を下さなかった。裁判所の判決では、CSE は VAT 指令 (PVD) 第 132 条に基づき、公共利益とみなされるために VAT 非課税となる活動のみに適用され、VAT 指令 (PVD) 第 135 条に基づき VAT 非課税とされる他の活動には適用されないとした。すなわち、CSE は銀行および保険会社には適用されない。また、EC 対ドイツ連邦国の訴訟において、CJEU は、CSE の適用範囲は医者だけに制限されるものではなく、第 135 条に基づき VAT 非課税となる活動のすべてに適用されるとの判決を下した。これらの判決を合わせて考慮すると、CSE は引き続きヘルスケアおよび教育分野への適用が可能であるものの、加盟国はこれ以上金融サービス分野への適用を許可すべきではない。本判決は、VAT グループを許可していない管轄区域においてとりわけ影響が考えられる。また、特定の加盟国においては、長年金融サービス分野に対して CSE を適用してきた。したがって、本判決によって、各国規則が変更される可能性、また影響を受ける企業がどのような措置を講ずるべきかという多くの課題が生じる。

6. VAT: SMS グループ: パイプ溶接機に対する VAT 還付の許可: CJEU

ドイツの SMS は、ウクライナのジメコン (Zimekon) との間に、パイプ溶接機を販売する契約を締結していた。契約を履行するため、同社はトルコからルーマニアへ機器を輸入し、327,000 ユーロの輸入 VAT を計上していた。しかし、その直後、ジメコンは契約を解除した。CJEU は、SMS が当時の第 8 号指令請求 (Eighth Directive Claim) に基づき、ルーマニアにおける VAT の還付請求権を有するとした。SMS はルーマニアに拠点がなく、また、ルーマニア国内において VAT 対象となる供給も行っておらず、8 号請求の条件を満たす。物品をどのように使用するか (ドイツに輸送するよりもスクラップとして販売しようとした可能性が高い) を証明できなかったことと、VAT の還付請求権を有するか否かには関連性がないものとされた。また、ジメコンから一部払いとして受領した 200 万ユーロからもわかるとおり、同社は明らかに事業者である。このような状況下において、8 号指令は VAT 還付を受けるために適切な方法であった。

7. VAT: 欧州委員会: EU VAT 改正に関する提案

欧州委員会は、EU の VAT 制度の改正を目的とした提案書を公表した。本提案書は、クロスボーダー供給に関する基本原則または「土台」を規定するものであり、(1) 仕向地国での課税、(2) 顧客が納税可能な事業者であることが確認できない限り、供給者である事業者が VAT 課税およびその回収の責任を有する事の確認)、および (3) ワンストップショップ (One Stop Shop) 法制の拡大が含まれる。さらに、本委員会は 2019 年までに実行される複数の「応急処置」も発表した。本委員会は、2022 年までにこれらの変更の適用を目指している。VAT 情報交換システム (VAT Information Exchange System) の使

用の規定に加え、認定課税事業者には、コールオフストック契約、チェーン取引および輸送証明の規定を簡素化するものである。本提案の施行には、本委員会におけるすべての加盟国による合意が必要である。本提案書の詳細は、2018 年春に発行される予定である。詳細は、以下を参照のこと。

>> [European Commission](#) (欧州委員会ウェブサイト (英語))

8. VAT: MBFS: Agility 契約 (購入選択権つき契約) に基づく支払いはサービスの供給: CJEU

メルセデスベンツフィナンシャルサービス (以下「MBFS」) の件において、CJEU は、特定の契約購入は物品ではなくサービスに分類すべき旨を確認した。MBFS の Agility 契約 (購入選択権つき契約) は、通常の個人契約購入 (Personal Contract Purchase) 取引と同様の支払方式 (毎月の支払いに加えて、最終返済時にバルーンペイメントを伴うもの) であった。しかし、Agility 契約においては、バルーンペイメント (自動車価格の 40% 以上の額) の支払いは購入者の自由な選択によるものであった。CJEU は、本契約が「通例、遅くとも最終返済時に所有権が移転する旨定められている買取権付賃貸借契約 (いわゆる分割払い購入)」であるか否かを検討した。CJEU はその判決の中で、所有権の移転条項は、MBFS の Agility 契約が分割払い購入の契約とする材料になるとした。しかし、契約の最後に提示される選択に真の経済的代替案があれば、この選択は変わる可能性がある。最後にわずかな購入選択料金を支払い、物の所有権を得ることが「唯一の経済合理性のある選択」である従来の買取権付賃貸借契約 (分割払い購入契約) とは違い、Agility における金銭的条件は、購入オプション不行使が真の代替案であることを示唆した。したがって、Agility はサービス供給として取り扱われるべきあることから、取引の開始時において物品の対価に関する VAT を全額計上する必要はない。詳細は、以下を参照のこと。

>> [CVRIA](#) (欧州司法裁判所ウェブサイト (英語))

9. VAT: 歳入税関庁の追加説明 (RCB) 3 (2017): 保険会社による年金基金管理に関する HMRC の方針転換

現在までの HMRC の方針において、適格保険会社が提供する年金基金管理サービスは、その基金が確定給付、確定拠出、またはハイブリッド型プランのいずれかを問わず、英国における VAT 非課税としてきた。この方針は、年金基金管理における VAT の取扱いについて、保険会社と非保険会社との間で矛盾が生じる結果となっている。HMRC は、歳入税関庁の追加説明 (Brief) 3 (2017) において、2018 年 1 月 1 日からこの方針を撤廃すると発表した。これ以降においては、保険会社は ATP ペンションサービス (Pension Services) 判決の決定に規定される要件を満たす場合にのみ、年金基金管理に係る供給を VAT 非課税とする。したがって、保険会社は、自身が提供する一部サービスに対して、VAT の課税を開始する必要がある。結果的に、多くの場合、年金基金および雇用者のコストが増加することが予測される。詳細は、以下を参照のこと。

>> [GOV.UK](#) (英国政府ウェブサイト (英語))

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀 ykonii@deloitte.co.uk

ディレクター 日高 大雅 hhidaka@deloitte.co.uk

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001